

写

平成27年 第3回臨時会

会 議 録

(平成27年5月11日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年
枕崎市議会第3回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1日間（5月11日）
2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
5月11日（月）	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 議長の選挙について 4 副議長の選挙について 5 議席の指定について 6 会議録署名議員の指名 7 会期について 8 常任委員の選任について 9 議会運営委員の選任について 10 休 憩 11 再 開 12 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について 13 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について 14 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について 15 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について 16 休 憩 17 再 開 18 議案上程（日程第12号－第15号） 19 提案理由の説明 20 質疑、討論、表決 21 報告（日程第16号） 22 枕崎市議会報調査特別委員会の設置について（追加日程第1号） 23 継続審査の申し出について（追加日程第2号） 24 閉 会
		委員会	前 10:10	1 総務文教委員会

				1 産業厚生委員会 1 議会運営委員会
--	--	--	--	------------------------

本 会 議 第 1 日

(平成27年5月11日)

平成27年枕崎市議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

平成27年5月11日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		議長の選挙について	
2		副議長の選挙について	
3		議席の指定について	
4		会議録署名議員の指名	
5		会期について	
6		常任委員の選任について	
7		議会運営委員の選任について	
8		各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について	
9		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
10		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
11		農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について	
12	52	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
13	53	専決処分の承認を求めることについて	
14	54	専決処分の承認を求めることについて	
15	55	固定資産評価員の選任について	
16	報4	枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について	
追加 1		枕崎市議会報調査特別委員会の設置について	

追加 2		継続調査の申し出について	
---------	--	--------------	--

- 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 田 博 税務課長
桑 原 誠 健康課主幹兼健康促進係長
國 生 和 己 税務課主幹兼管理収納係長
田野尻 武 志 監査委員
山 口 太 総務課行政係長
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
白 澤 芳 輝 健康課長
尾 辻 のぞみ 税務課主幹兼課税係長
堂 原 耕 一 健康課保健医療係長
鮫 島 眞 一 税務課固定資産税係参事補
橋之口 寛 監査委員事務局長
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○**俵積田義信臨時議長** 一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

平成27年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、議長選出に当たり、立石幸徳議員、新屋敷幸隆議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○**立石幸徳議員** 皆さん、おはようございます。

新しい枕崎市議会が構成されました。そして、議長選出に当たり、こうして所信の表明をする機会を与えてくださったことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

私は、これまで2年間議長職を務めさせていただきました。支えてくださった同僚議員の皆さんに、本当にお礼を申し上げたいと思います。

議長就任以来、私の頭の中にとずっと考えていたことは、議会改革、このことであります。おかげで皆さん方の協力をいただきまして、議会基本条例を制定させていただきました。そして、昨年10月21日には、初めて市民と市議会との意見交換会も実施させていただきました。しかしながら、その内容、あるいは質、量ともにまだまだ緒についたばかり、これからが議会改革の本番であると考えております。

そして、これから6月定例会からネット中継も始まります。

私が申し上げたいのは、今回の市議選の投票率でございます。64.12%、史上最低、有権者の3人に1人は棄権をしたと、こういう実態でございます。私ども市議会は、このことを真摯に受けとめて、同時に選挙が行われました阿久根市、あるいは垂水市の投票率より10%も低いというこの実態を、これから私どもは本当に改革して市民とともに歩まなければならないと考えているところです。

本市の基盤である産業面、この中でも、現在、各分野の地場産業、大変苦闘しているのではないかと認識しております。高騰する入漁料を支払わなければならないカツオ漁業、あるいは関連加工業、そしてお茶の2年連続の平均単価1,000円割れ、あるいは焼酎の不振によりカンショの減反も言われております。こういった本当に現場で働く市民の汗の声を、私どもは議会を通じて市政に反映していくべきであると考えています。

地方創生も、いよいよ本年度に枕崎版総合戦略をつくらなければなりません。これも霧島市議会等においては、特別委員会をつくりまして検討されているようです。大いにかかわっていかねばなりません。

私は、枕崎市内で最も元気のある、そして最も信頼される組織・集団が市議会であればならないという気持ちでおりますので、この市民に信頼される、そして最も元気のあるチーム議会として、それを目指して頑張っていく覚悟です。

議会が変わればまちが変わる、この信念で所信を申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○**俵積田義信臨時議長** 次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

○新屋敷幸隆議員 皆さん、おはようございます。

早速ですが、議長の選出に当たり所信を申し上げます。

市議会は、市民を代表する意思決定機関として、健全かつ速やかに事に当たらなければなりません。

先日の南日本新聞では、議会は自治体の最終意思を決定し、市政を監視する役割を担うともあります。市議会は議決機関、市長は執行機関、市議会と市長は、それぞれ独立・対等の立場でありながら、市政を担う車の両輪とならなければなりません。

また、最近、地方分権の進展と行政に対する市民の高まりを受け、全国各地で議会改革へ向けた取り組みが進められている中、既に本市議会においても市民にわかりやすい議会を目指し、市民と議員との意見交換会等の取り組みが行われており、そして、本年度から始まる議会中継による議会において、より深い実りある議論が展開されることと思います。

平成27年度の施政方針では、地方創生について、当市の地域事情及び財政状況を踏まえて、地域総合施策に掲げるさまざまな施策に取り組まなければならないとあります。

今や全国が地方創生の時代、少子・高齢化の進行や市民の価値感の多様化など社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方は、従来の中央集権型の行政システムから脱却し、地域の特色や地元資源を生かし、個性・特性を生かして自主的・自立的に取り組んでいくことが求められています。

既に、本市では、地方創生にかかわる本市独特な事業が展開されております。過疎対策事業債の有効な活用方法や、平成30年度には国民健康保険が市町村から都道府県へ移管されます。

問題は山積みですが、さきに述べましたとおり、市議会は市民を代表する意思決定機関として、健全かつ速やかに事に当たらなければならないと思います。

明るい豊かな南薩に輝く枕崎の持続とさらなる発展、市民のための市民の幸せのための議会であるよう深く重く心がけ、皆様とともに切磋琢磨し歩んでいこうと固く決心をしている次第でございます。

皆様よろしくお願ひし、私の所信表明といたします。

御清聴ありがとうございました。

○依積田義信臨時議長 次に、副議長選出に当たり清水和弘議員、中原重信議員から発言を求められておりますので、議会基本条例第7条第6号の規定により、順次、これを許可いたします。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

副議長選に当たって、私の所信を表明させていただきます。

私は、議長の職務を補佐することはもとより、枕崎市の今置かれている財政状況、また7年後には、枕崎市の人口は2万人を切ることは予測されております。

このような人口減少対策、そして、最近赤字が続いている国民健康保険事業、さらに若者の雇用の促進など、将来を見据えた議員同士の意見交換を活発化し、議員は何をすべきなのか、それらの行動を踏まえて行動いたします。

議会は、自治体運営に住民の意思を反映し、議長と首長が二元代表制のもと車の両輪であることは基本であります。

ところが、最近の本市においては、偏った行動が見受けられております。

このようなことから、市民全体の奉仕者としての議員の行動が市民から見えず、先ほど行われました市議会議員選挙の低い投票率につながったと私は考えております。

私は、議会基本条例を遵守することを基本に、市民による市民のための開かれた議会運営を目

指し頑張ります。議会が変われば枕崎は必ず変わります。

皆様方の多数の御賛同をいただけますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○依積田義信臨時議長 次に、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○中原重信議員 皆様、おはようございます。

発言の機会をいただきましたので、副議長の選出に当たり所信を申し上げます。

厳しい財政状況の中、医療・福祉の充実や人口減対策など重要な課題が山積みしている中、住民代表としての議会が常に政策提案し、諸問題に積極的に取り組んでいかなければなりません。

情報公開や説明責任を果たす役割を明記した議会基本条例の目的に沿って、議会の改革を行っていくことが重要な課題となってきています。

しかし、市民と語る会にしても参加者も少なく、今回の選挙でも3人に1人は棄権した状況の中で、住民の意識が議会に向いていないあらわれではないでしょうか。

私は今回、副議長の職を志願したのは、まず、議会改革を先頭に立ってやりたい思いからであります。住民の声が反映する議会を目指して、皆様と一緒に頑張っていききたいと思しますので、御支持をよろしく願いしまして、所信表明といたします。

ありがとうございました。

○依積田義信臨時議長 日程第1号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信臨時議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○依積田義信臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信臨時議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信臨時議長 投票漏れはありませんか。

○依積田義信臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信臨時議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に1番沖園強議員、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**俵積田義信臨時議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、新屋敷幸隆議員9票、立石幸徳議員5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,500票であります。

よって、新屋敷幸隆議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました新屋敷幸隆議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[新屋敷幸隆議長 登壇]

○**新屋敷幸隆議長** 皆さん、どうもありがとうございました。

浅学の者ではありますが、一生懸命務めさせていただきます。

皆さん、よろしくをお願いいたします。

終わります。

[拍手する者あり]

○**俵積田義信臨時議長** それでは、議長と交代いたします。

[新屋敷幸隆議長 議長席に着席]

○**新屋敷幸隆議長** 次に、日程第2号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**新屋敷幸隆議長** ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**新屋敷幸隆議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○**新屋敷幸隆議長** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**新屋敷幸隆議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**新屋敷幸隆議長** 投票漏れはありませんか。

○**新屋敷幸隆議長** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**新屋敷幸隆議長** これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に4番城森史明議員、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、中原重信議員8票、清水和弘議員6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,500票であります。

よって、中原重信議員が副議長に当選いたしました。

ただいま、副議長に当選された中原重信議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[中原重信副議長 登壇]

○中原重信副議長 皆様、ありがとうございました。

副議長としては、議長の補佐役も重要な役目ですけれども、先ほど述べましたように、開かれた議会を目指して、皆さんと一緒に頑張っていきたくと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

[拍手する者あり]

○新屋敷幸隆議長 ただいま、議長、副議長が決定いたしましたので、先例により、1番及び14番の仮議席の交代をお願いいたします。

議長は1番、副議長は14番となります。

沖園強議員は9番、清水和弘議員は7番の議席に御着席願います。

[清水和弘議員7番に着席 沖園強議員9番に着席 中原重信副議長14番に着席]

○新屋敷幸隆議長 次に、日程第3号議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第4号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、2番永野慶一郎議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第5号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6号常任委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に、城森史明議員、吉松幸夫議員、禰占通男議員、立石幸徳議員、新屋敷幸隆、吉嶺周作議員、下竹芳郎議員。

産業厚生委員会委員に、沖園強議員、茅野勲議員、清水和弘議員、永野慶一郎議員、豊留榮子議員、中原重信議員、依積田義信議員。

以上の方をそれぞれ指名いたします。

次に、日程第7号議会運営委員の選任についてであります。委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、吉松幸夫議員、永野慶一郎議員、豊留榮子議員、立石幸徳議員、城森史明議員、沖園強議員を指名いたします。

ここで委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時17分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8号各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告についてですが、先ほど、各委員会で委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長に城森史明議員、副委員長に吉松幸夫議員、産業厚生委員会委員長に沖園強議員、副委員長に茅野勲議員、議会運営委員会委員長に吉松幸夫議員、副委員長に永野慶一郎議員がそれぞれ選出されました。

次に、日程第9号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に7番清水和弘議員、8番禰占通男議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、新屋敷幸隆4票、沖園強議員4票、立石幸徳議員4票、清水和弘議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1.166票であります。

よって、新屋敷幸隆、沖園強議員、立石幸徳議員が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された新屋敷幸隆、沖園強議員、立石幸徳議員に会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第10号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、新屋敷幸隆4票、下竹芳郎議員4票、清水和弘議員3票、豊留榮子議員2票、城森史明議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、1.166票であります。

よって新屋敷幸隆、下竹芳郎議員、清水和弘議員が南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された新屋敷幸隆、下竹芳郎議員、清水和弘議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第11号農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌

に属する事項につき、学識経験者を有する者の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、沖園強議員の退席を求めます。

[沖園強議員 退席]

○新屋敷幸隆議長 議会が推薦する農業委員会委員に1名の欠員が生じ、これに伴い市長から推薦の依頼がありました。

お諮りいたします。

沖園強議員を農業委員に推薦してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、沖園強議員を学識経験を有する農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

沖園強議員の着席を求めます。

[沖園強議員 着席]

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12号から第15号までの4件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今回の選挙によって、新たに議員となられた2名の方々を含めまして、14名の方々が当選されました。

新しい議会の体制も整いましたところで、私どもも市民に開かれた市政を目指して懸命に頑張っておりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、専決処分の承認を求めることについて2件、人事案件1件、報告事項1件の計5件であります。

このうち報告事項を除く4件について説明を申し上げます。

まず、議案第52号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,514万2,000円を追加し、予算総額を46億9,377万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成26年度の歳入不足に充てるための繰上充用の措置であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第53号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、二輪車等に係る軽自動車税の税率引き上げの1年延期及び本年4月以降に取得した一定以上の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の導入がなされたこと等に伴い、枕崎市税条例及び枕崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第54号専決処分の承認を求めるとつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、国民健康保険税の限度額の引き上げ及び保険税軽減世帯の対象拡大がなされたこと等に伴い、枕崎市国民健康保険税条例及び枕崎市国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第55号固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員山口英雄から平成27年5月10日をもって辞任したい旨の申し出があったことに伴い、その後任として松田博を固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の4件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の4件に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 ただいま上程されましたですね、議案並びに専決処分の関係で確認も含めて幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、この国保の繰上充用、はっきり申し上げまして、またかというような印象を持つんですけどね、実際これ何年連続、本市の場合、繰上充用されているんですかね。それが第1点です。

そして平成27年度がですね、非常に一般会計との関係で気がかりなんです。既に3月定例会で提案されまして可決された国保予算、この中では25年度から3カ年の8,300万については、一般会計から法定外繰り入れをすることで計上をされているんですよ。

今回、3月定例会最終日に出されました資料に基づき、国保財政健全化行動計画の概要版あるいは改訂版ではですね、今回繰上充用する2億6,500万、約、これも向こう3カ年にわたって一般会計から繰り入れると。単純に3で割り算をしますと9,000万円ぐらいになるんですよ。財政状況を見るということですので、まだ決定はされていないと思うんですが。それと27年度の国保の見通し8,700万ぐらいを国保当初予算では財源不足、つまり赤字になるという予算計上の段階、この3つの要因を足し算をしますとね、27年度中に一般会計からおおよそ2億6,000万、9,000万ということで足し算をしますとですよ。この一般会計から法定外繰り入れを27年度中に2億6,000万ぐらいになるかというそういった見通しをですね、財政当局も含めて本市の国保財政運営、そして一般会計の財政運営上、どのような見通しをされているのかですね、この点を教えてください。

それから3点目はですね、国保が平成30年度から都道府県化するというので、現在、国会で国保の法改正審議中ですけども、たぶん成立するという見通しになっております。

で、都道府県化されましても各県内の国保保険者のその保険税、賦課、これがもちろん本決まりじゃないんですけど、その各自治体の医療費に応じたやっぱり賦課をするというようなことが報道されております。

その辺の点については、現時点でどういった見通しを健康課のほうでは持っておられるのか、国保関係では3点説明をいただきたいと思えます。

それから、この専決の関係で1点だけ。これは3月議会でも説明があったんですが、そんとき

説明のなかった部分だと思うんですが、この法人市民税の均等割、これが資料も出ているんですが、この法人市民税の課税は今度の改正です、枕崎のその法人の経営状況からしますと、こういった影響が出ていくと考えているのか、この点を明らかにしてください。

○白澤芳輝健康課長 まず、第1点目の繰上充用、何年連続かということですがけれども、平成22年度に赤字が発生しまして、平成23年度から5年連続の繰上充用となっているところがございます。

次の平成27年度における一般会計からの法定外繰り入れ、これが2億6,000万ほどになるのではないかというお尋ねですがけれども、この部分についてはですね、平成26年度……、資料も出しておりますけれど、この平成26年度の部分について、大幅に例年としますと赤字額が縮小、あるいは黒字になるのではないかというようなところもあり、またプラス平成26年度において、現在、3月の議会において補正額計上、一般会計からの法定外繰り入れを計上してありますけれども、その部分について、累積赤字の解消に使えないかということも考えております。

ですので、平成27年度において一般会計からの法定外繰り入れが幾らになるかというのは、平成26年度の一般会計の状況、また平成27年度の一般会計の状況等を見ながら、そこはまた今後、財政あるいは庁内の中で、幾らになるかというのは今後の検討課題だというふうに考えているところです。

3つ目の平成30年度からの県が運営主体というか、そういう財政面での運営主体となるということで、賦課金というかたちで市町村は県へ納付していかないといけない。その部分について、保険税となるのかまだ法律的にどうというのはありませんけれども、今考えられているのは、議員がおっしゃったように医療費の医療費割やその市町村の所得に応じた賦課方式になるのではないかとこのところまででございますので、実際、国等が出しておりますのは、国の公費3,400億の投入がございますので、その部分において被保険者については軽減されていくのではないかとこの予想はされておりますけど、実際、今後法律がまだ地方税法の改正もございませんし、そういう部分も今後の課題であろうと思いますので、現時点でどのような状況になるかというのは、法律の改正を待たないとわからないところでございます。

○松田博税務課長 法人市民税の均等割の税率の関係でございますが、今回の改正につきましては、法人住民税均等割の課税基準となります資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とするというものでございまして、これまでは、自己株式の取得等により資本金等の額が減少している場合等は、その分法人住民税の均等割が低い区分になっておりましたが、今回の改正により、そういう場合でも資本金と資本準備金の合計を課税標準として課税するということになるわけでございます。

また、市税への影響につきましては、この改正は平成27年4月1日以降に係る事業年度からの適用となりますので、資本金等の額が確定して申告書として出てくるのは来年からとなりますことと、現在の法人住民税の申告書では、資本金等の額の内容までは記載されておられませんので、この影響額の算定については困難なところでございます。

○13番立石幸徳議員 その後段の法人市民税の均等割なんですけれども、もちろんその正確にですね、その影響が幾らになるとかというようなものは、それは実際やってみないとわかりませんが、現況の枕崎市の法人の状況を見た場合にですよ、当然、当局はこういった改正がなされれば、こういった影響は出ていくだろうぐらいのおおよその見通しというのは立てられているはずですよ。全然わからなくて、そういう改正をするはずがないじゃないですか。その部分をきちっと説明してくださいということなんですよ。

それから国保の関係ではですね、確かにそれはすべてが法改正が終わって、どういう制度設計になるのかでないとはいえない部分もあろうかと思うんですがけれども、やはり本市の場合は、こうして非常に私は、本市全体の最大の課題が国保財政と思ってるんですがけれども、それだけに都道

府県化になったにしても、課税がですねどうなるのかということでは、現況、県なり国からは、決定ではなくてもどういった方針、そういうものが出ているのかどうか、その点について説明をいただきたいと思います。

○松田博税務課長 法人住民税の均等割の関係でございますが、現在、枕崎市内の法人数は、平成25年度の決算の状況で申しますと436社となっております。そのうち70%の307社が従業員50人以下、資本金等1,000万円以下でございます。

今回の改正によります影響といたしましては、やはり全体……、資本金と資本準備金の合計で課税するというところでございますので、これまで減額になっていた部分も増額になる分もございまして、逆に減額という場合もございましてまちまちでございますが、先ほど申しましたように、従業員数、資本金の少ない法人が大きいと思いますので、若干の影響が出てくるものと考えております。

○白澤芳輝健康課長 国・県等から大体概要でも示されていないかということでございますけども、先ほども申し上げましたけども、納付金の部分につきましては、結局今回、都道府県も保険者となり、市町村も保険者となることによって、その各市町村は、都道府県にそういう納付していくと。納付するお金を国保税になるのか保険料になるのか、まだ先ほども申し上げましたけど、どうかたちになるのか、料になるのか税になるのかまだはっきりとしませんけれども、その中で今概要として示されているのは、医療費割、市町村の所得の状況等によって、県が幾ら、枕崎では幾ら納めてくださいねっていうようなことが示されまして、それについて枕崎市では、その納付金を確保するために幾らの税率にしないといけないということが決定されると。

ですから大もととなる、結局枕崎が幾ら納めないといけないですよっていうのが現時点でまだわからない、どういうふうな方向になるのか、そういうところがわかりません。で、所得と、各市町村の所得の状況と医療費の状況がどれぐらいでしなさいというのも、そこは今度は、保険者となる都道府県の判断でございますので、そこで幾らとなるかっていうその決定もされてない現在の段階において、枕崎市民の国保が現状よりも高くなる、あるいは低くなるという負担がどうなるかというのは、現状では、その法律の改正状況を見てみないとわからないということでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかに。

○7番清水和弘議員 私は、議案第52号枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質問します。

本市はですね、累積赤字もこのずっと2億6,500万ですか、そして単年度で赤字がずっと続いているわけですね。この本市のほうでもこの27年度国民健康保険健全化行動計画というのを策定されておりますね。その文章を私、読ませてもらったんですけどね、これは枕崎の国民健康保険1人当たり納付額というんですか、これは県下2位ですよ。たしか平成23年度は県下最下位と。私、議員になったとき、そういう記憶があるんですけど、それからずっと上がってきてるんですね。それだけこの国民健康保険加入者の負担が大きくなっている。

そういう中でですね、今、枕崎の国民健康保険加入者で収入がない住民、これはたしか31%ですか、そして収入200万以下の人が七十何%だったと思うんですけどね、この人らのこれからの納税っていうんですか、その辺はどのように考えておるんですか。

それとですね、本市は法定外繰り入れをするんだけど、この2億6,500万、私はこれいろんな政策ミスがあったんじゃないかと思うんですよ。

というのは、これまで私、議員になるまでジェネリック使用促進などもやってなかったですよ。私は実際、これ回って、1人で1,600人ぐらいの人にジェネリックカードを配ってきました。そういう政策ミスもあったんじゃないか考えるんですけど、この点はどうでしょう。そしてまた、現在ジェネリック医薬品の使用率、本市は60%ぐらいですか、今。それは、どれぐらいの

効果が出ているのか、金額にしてですよ。

それと、今私は……、本市のほうもいろんな健康体操などやっているんですけど、もっと違ったこの……、すいません、これ。

本市のですね、保健推進員の数。南九州市では281名いると聞いているんですけど、本市の場合どのぐらいになっているのか、何人か。二十何名とかは聞いているんですけど、実際何名ぐらいの保健推進員がいるのか。その人たちの活動状況など教えていただけたらありがたいです。

○松田博税務課長 収入が少ない方の納税はどうなっているのかという御質問ですが、そういう方は払いたくてもなかなか払えず滞納になっている方々だと思いますが、そういう納税に対しての理解はあるものの、経済的な理由とかそういったもので、現実的に現時点での納税が困難な方々につきましては、個々に納税相談を受けまして、その方の経済状況に応じて分納の誓約を結んで分納をしていただく、あるいは現時点で当分経済的回復は見込めないという場合には、一時徴収停止といった法律で認められている手続の措置をとっているところでございます。

○白澤芳輝健康課長 まず、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、御協力いただきありがとうございます。

本市が平成23年……、最初にですね、医薬品、通知いたしましてから現在、それ以降、その時点と比べまして月額約200万ぐらいの効果があらわれております。そういうところで、医療費のですね、適正化に結びついているのではないかとというふうに思います。そこが政策ミスだったとかそういう判断は、議員の判断にお任せしたいというふうに考えております。

保健推進員ですけれども、保健推進員の設置要綱がございまして、100世帯に1名ぐらいの割合で設置するというようになっておりまして、現在119名の方々に協力いただいているところでございます。

保健推進員の皆さんには、いろんな健診への勧奨や、あるいはまた特定健診、そういうふうないろんな面で地域住民等と市とのパイプ役になっていただきまして、ほんとボランティア的な活動をしていただいておりますので、今後ともそういう、南九州市等においては、その数が非常に多いと。人口規模等もありますけれどもそういう面でなんですけれども、今後そういう保健推進員さんの活動をますます充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番清水和弘議員 今、税務課長のほうからも話がありましたけどね、これ繰上充用していくということはですよ、1人当たりの納付額は大きくなって、多額になっていくわけですね。そうした場合、払えない人たちはまだまだふえてくるんじゃないでしょうか。こういうことは、どうなるんですか。

この30……、所得なし世帯が全体の30%というふうに書いてありましたよ。この数がまだふえて健康保険税を払えない世帯数が多くなっていくんではないかと思うんですよ。そういうことは考えられないですか。

それとですね、今、保健推進員が119名と言われましたけど、この結局あれですよ、保健推進員の活動状況、これによってだいぶ特定健診、これは本市の場合41%ぐらいですか。たしか南九州市は50%を超えているんですよ。こういうことが、結局本市の単年度赤字、累積赤字等に加算してくるんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

○松田博税務課長 繰上充用をして国保税の滞納者がまたふえるのではないかとという御質問ですが、繰上充用は予算額の不足分を補てんする措置でございまして、直接その関係で国保税の滞納者がふえるというふうには考えていないところでございます。

○白澤芳輝健康課長 保健推進員の皆さんには、そういうふうにして特定健診の勧奨、お誘いやそういう部分で先ほど申し上げましたけれども、地域住民と市とのパイプ役になっていただいておりますね、そういう部分で活動してもらっております。

確かに南九州市は、大体50%のところまで特定健診受診率は推移しているというふうに考えて

おります。本市は、平成25年度で44%というところまでございまして、平成23年度当時は29.5ということですので低かったんですけども、その後、各特定健診の無料化やあるいは健診会場をやはり環境のいいところでということで、地場産業振興センターに移したりとか、そういうようなことをやりまして44%までになったんですが、集団健診そのものがですね、現在、頭打ちというか、なかなか健診会場まで足を運んで来られる人がもう固定化してしまっているような状況ですので、特定健診の受診率向上につきましては、今度は医療機関と連携して、そこを強く強化していかないといけないのかなと。集団健診のほうを日曜日とかそういう日にも開催したんですけども、なかなか来ていただけないというような状況もございましたので。

また、新たに平成27年度からはですね、受診率のいい公民館については表彰制度を設けようということで、そういう取り組みも始めましたので、そういうことで各公民館のですね、一緒になって皆さんで特定健診を受けようという、そういうような勧奨をしていただければ、受診率のほうも上がっていくのではないかと思いますので、今後とも協力をいただきたいと思います。

○7番清水和弘議員 本市が出したこの国保健全化計画の表を見ましたらですね、本市の1人当たりの医療費、これに比べたらですね、奄美市の医療費は28万7,000円なんですよ、1人当たりですね。鹿児島市は、1人当たり医療費は38万2,000円となっております。

奄美市の場合は、病院が、よく言われてる病院が多いところは医療費が高いと言われているんですけど、奄美市のほうは、それが該当すると思う。しかし、この鹿児島市の1人当たりの医療費は38万ですよ。これは枕崎市のほうが多いんですよ。鹿児島市のほうは病院は多いでしょう。この辺はどのように分析していますか。

○白澤芳輝健康課長 鹿児島市の被保険者の方というのは、割かし枕崎市に比べてですね、若いとかそのような平均年齢的にも行動的にもまだ若い人たちも入っていらっしゃると。とにかく年齢階級別とか5歳刻みで1人当たり医療費で見えますと、だんだんだんだん年齢が上がることによって医療費というのはすごく上がっていくと。特に65歳から70歳、70歳から74歳、といわれる前期高齢者その方々たちと、言えばそれ以下の人たちの医療費を比べると倍くらい違ってくるわけですね。ですから、年齢構造が鹿児島市よりも枕崎の場合は高いですので、当然、その差が出てくるんじゃないかと。

また、枕崎の特徴的な部分については、やはり生活習慣病関連、特に脳血管疾患で亡くなる方が多いというのは、もう断トツで枕崎が脳血管疾患の関係で多いと。そういうようなことで、脳血管疾患の部分については、手術やそういう後々の言えぱりハビリ、そういうので医療費がそこにかさんでくると。そういうような状況もありますので、枕崎、鹿児島と比較したら、そういうようなところで医療費が高くなっているというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 国保のこの繰上充用でですね、最後に確認も含めてお尋ねをしておきますが、今度で5年連続の繰上充用ですね。そうしますと累積赤字2億6,500万ですので、27年度単年度でですね、全部一発で2億6,500万をそれを解消すればね、繰上充用は後年度起り得ないようなことも予想されるんですけども、今度の改訂版でも、向こう3カ年間で解消すると。

すると最低その累積赤字が解消されない限り、この繰上充用はまだ数カ年続くというのが、そういうとらえ方ですよ。

私がお聞きしたいのは、長期間にわたって連続してですね、繰上充用という財政運営をするのがですね、それは保険者サイドから見ますと、やむを得ない部分というのも若干感じるんですけども、これを被保険者サイドから見ますとですね、極めておかしなことをして下さると。というのは、国保の被保険者っていうのは当然流動をして、かつて国保被保険者でなかった人が、枕崎の国保に加入した途端に、何で自分たちの国保税が過年度分に回されるのかと、そういう状況になっていると思うんですよ。

で、お聞きしたいのは、こういった連続した長期間の繰上充用を国・県の国保指導室はですね、

どういった見解をもってその指導をされているのかですね、この点について説明をいただきたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 累積赤字というか、赤字が毎年度毎年度このように続くということについては、私どもも正常な状態ではないというふうには考えております。

また県の指導監査、実地検査があるわけですがけれども、赤字の団体については毎年、実地検査、指導が行われておりまして、その中でも国等に対して赤字解消計画を出さないといけないというようなことになっております。

そういう中で、私どもも赤字解消計画の中では、やはり単年度単年度一年一年累積赤字の解消についても、今回の部分については、やはり平成29年度までにおいて、赤字解消をするということで計画を出して、そういうふうにして国や県等からも指導は受けているところでございます。

○13番立石幸徳議員 私が繰上充用にこだわるのはですね、今言われた平成23年度の国保税の改定の際ですよ、当時の執行部、健康課長も、当時の健康課長を含めてですね、税率改定をするときに、その当該年度の決算が出て赤字額が明確になってから、税率改定をしたらどうなのかと私はお尋ねしたんですよ、一般質問で。

そうしたら答弁がですね、連続して繰上充用するわけにはいきませんからというのが、これは会議録にも残っているはずですよ。そういった当局説明があったから、それがずっと連続して繰上充用するわけにはいきませんっていう皆さん方の当局説明がですよ、それは結果からいくと5年連続7年連続となっていくからですね、こういうお尋ねをしてるわけですよ。

ですから、もうちょっとそれについてはきちっとめり張りをつけるような財政運営をしていたかかないと、これは被保険者からいろいろクレームが出てきたら、非常に私は困ることになると思うんですよ。

ですから、その辺について最後にお尋ねしておきます。

○白澤芳輝健康課長 被保険者への影響ということで、過年度分を後年度に税率改正等によって上乘せしてたら、言えばそこの負担すべき人たちが違ってくるんじゃないかという御指摘でもあろうかと思います。

今回の改訂版におきましても、累積赤字額の解消について言及しております。

また、その累積赤字の解消につきましては、現在の税負担はもうこれ以上、税のほうで負担していただくのはもう限界に来ているんじゃないかという判断をいたしております、今後の累積赤字の解消につきましては、一般会計からの法定外繰り入れに頼らざるを得ないと。

先ほど平成23年当時ですね、そういう中でずっと連続した繰上充用というのはしたくないから税率改正を行う、そういう状況がありましたけれども、その後のやはり一般会計と国保会計との中で、やはり一般会計のさまざまな財政状況等も考えながらやらないといけないことですので、そういう中で、本年……、累積赤字が続いてしまっていて解消に至っていないということで、その部分について今回の改訂版の中では、平成29年度までには解消するという計画でございますので、そういう部分については御了解をいただきたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○4番城森史明議員 私もこの国民健康保険に關しての質問なんですけど、単年度収支を見ると、これからするとちょっとこの後ろの最後の計算がよく理解できないんですけど、単年度収支は過去3年間どうなっているのかが1点ですね。

それと歳出の中で一番大きな、要は単年度収支が均衡してきたのは、療養給付費ですね、これが約1億ぐらい減少していると。これは減少しているのは、要は23年度から計画が始まってどのような効果が、この4年間の効果というのが出ていると思うんですよ、どのような効果が出ているのか、それとこの約1億の減少というのはどういう内容になっているのかということが2点目。

次にですね、歳入の中で約2,000万ぐらいの税収が減額になってますよね。この収納率は前年に比べて幾らなのか。そして、どういうその2,000万の減少内容になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 過去3年間のということでございますけれども、決算が確定しておりますのは平成25年度まででございますので、平成23年度から申し上げますと平成23年度が約1億4,186万円の赤字でございます。平成24年度が約2億6,514万円の赤字でございます。平成25年度も同額の約2億6,514万円の赤字となっているところでございます。

平成25年度と平成26年度の医療費ですけれども、これにつきましては、平成25年度が100万円を超す、そういうような大きな疾病が、月額ですね、月額100万円を超すようなそういうような疾病が多かったということで、それだけでも約7,000万円以上のそういうような影響が出ているというようなことございまして、その部分が平成26年度は少なかったということで、現在、いろんな生活習慣病対策やっておりますけれども、そこだけというわけではなく、皆さん今後、やはり生活習慣病に関する疾病につきましては、やはり長い目で見ないとですね、すぐによくなる、言えば生活習慣がすぐに改善されるということではございませんので、それまでの食生活なり運動習慣なり飲酒や喫煙、さまざまなそういう生活習慣が及ぼす疾病のほうに関係してくるわけでございますから。で、一番は先ほど前期高齢者の医療費高いですよということでお話ししましたけれども、その前期高齢者の部分の医療費が極端に減ってきているということですね、そののところだけ今分析しております、そのあれがなぜそうなったかというのは今後ですね、まだそういう詳しく決算確定を見て、いろんなデータを見ないとまだはつきりいたしませんので、平成25と平成26の医療費については、また今後、そこをどういうようなことで減っていったのかっていうのは分析をしないといけないというふうに考えているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○松田博税務課長 収納率についてのお尋ねですが、平成26年度の国保税の収納率の見通しにつきましては、滞納繰越分が21.5%で前年度の平成25年度の収納率25.2%と比較しまして3.7ポイントの低下となり、現年度分が95.3%を見込んでおりますので、前年度の平成25年度の収納率94.7%と比較して0.6ポイントの上昇となり、現年分、滞納繰越分、合計で85.2%の見込みとなりますので、前年度の平成25年度の収納率85.7%と比較して0.5ポイントの低下というふうに見込んでいるところでございますが、できれば前年度の収納率を確保したいということで頑張っているところでございます。

もう1点、国保会計の収支状況の1,850万円ほどのマイナスのお尋ねですが、この1,850万円ほどのマイナスにつきましては、3月末までの収入済額を計上してあるものですので、5月末の出納閉鎖までには徴収努力によりマイナスを減らして予算現額を確保したいということで頑張っているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかに。

○4番城森史明議員 先ほどの保険給付費なんですけれども、説明から推測すれば、要は25年度分が高額医療費が多くてたまたま多かったと理解されるわけですよ。それで、そうすれば平均の、大体のこれからの、27年、28年、予測すれば、この約26億5,000万ぐらいの、これぐらいの推移でいけるということで、そういう理解でいいのか。要は25年度がたまたま1億ほど高かったという理解でいいのかっていうことですね。それをちょっとお尋ねしたいのと、もう一つは、税収で約2,000万ぐらいの減収は、確保するというところで努力するということなんですけれども、この中で特に所得が300万円以上の高額所得者ですね、この辺の割合、大ざっぱな割合でいいんですけど、その辺がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 まず、平成25年度と平成24年、その前年ですけれども、一般被保険者の療養給付費で比較いたしますと、1人当たりの月額の給付費が24年度が2万7,012円で、平成25

年度が2万8,289円で、平成26年度は2万7,049円と、平成24年度並みに落ちたわけですね。

ですから、そういう面で平成25年度が高額が突出いたしまして、そういうようなこともあって25年度は大幅に療養給付費が増嵩したわけですが、今後については、やはり一般の1人当たり給付費がそういうふうにして、25年と比較しましても大幅減少したということは、やはりもとの戻ったと言ったら言い方は悪いかもしれませんが、平成24年度並みに落ちてきましたので、そういうところで推移していくよう、こちらですね、いろんな健康づくり事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○松田博税務課長 所得が300万以上の方の割合ということでございますが、今ちょっと資料を見つけ出せませんので後もってお答えしたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 先ほど課長から、この繰り上げ、赤字解消に対しての29年度までの解消を求められるとありましたけど、税収で賄うのは無理があるとおっしゃられましたよ。こういった場合、今後、27年、28年、29年で保険料の改定、大幅な改定というのは考えているんですか。それとも、ほとんど不足分は法定外で賄うということですか。

○白澤芳輝健康課長 先ほど、13番議員の質問にもお答えしたところでございますけれども、現在の国保の被保険者ですね、担税力、そういうふうなところは、もうこれ以上保険税を上げて、そこでその赤字分を解消するというのは、とても無理があるのではないかとというふうに判断しているということで、一般会計からの法定外繰り入れで対応していきたいというふう、というところでございます。

○8番禰占通男議員 そうであれば国保の税率は変えないと。そうした場合、ほかのどっかの税率を変えて、それでふやすということはないんですか。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険税は目的税でございます。目的税というのは、その医療費のために税を皆様から徴収して医療給付費に充てていこうという制度でございますので、ですから一般会計がどのようにしてですね、そこをさっきから申し上げていきますのは、一般会計の財政状況がどうなるかというところで、国保会計に対して、現在、法定外繰り入れ、県への広域化等の貸付金の償還のために25年度から約8,300万ずつ繰り入れてもらっております。そういうようなのも後年度27年度で県への償還が終わりますから、28年度以降はその部分も使えるのではないかと。

ですけれども、そこは一般会計の状況ですので、そこは一般会計がやはり基金が極端に減っていくとか、そうなりますとまたそこも問題があるかと思っておりますので、そういう状況を見ながら、国保会計と一般会計の中でどれぐらいずつということで、平成29年度までにはですね解消していきたい。ですから一般会計から繰り入れる繰入金がなるべく少なくなるように、国保会計としても、私たちは健康づくりやそういう部分ですね、繰り入れが少なくなるような努力もしないといけないと、そういうふうに考えているところでございます。

○9番沖園強議員 私も国保会計について1点だけお伺いしておきたいと思うんですが、当然、今出たようにまた資料でもありますように、まだ一般会計が26年度決算が確定していないと。ただ、今、その県の償還分の8,300万が27年度までであると。そうすると、あと3年間で2億6,000万分を解消していくんだということですよ。そうすると例えばですよ、27年度の一般会計の単年度収支が仮にですよ、2億あったとする。その場合、8,300万の分は抜きにしてですよ、27年度をどう考えているかと、法定外繰り入れ、そこだと思っておりますよ。

当然、国保会計は非常に流動的というか、つかみきれない部分がありますよね。先ほどから赤字赤字と言ってますが、例えば低所得者が多ければ、財政安定化支援事業の部分でかえって国保財政についてはメリットがある部分もありますよね。非常につかみづらい会計制度であると。

そういった中で、一般会計が単年度収支でその部分、黒字が出た場合に、大体これぐらいは充て込んでいくんだという見通しは立っていないんですか、26年度出納閉鎖により。

○久木田敏副市長 先ほどからの御質疑の中でも、一応国保税で対応するのか、それとも一般会計からの繰り入れであるのかということについて御質疑等ございますが、これまでも申し上げてきておりますように、税のほうで確保していくということについては、これは非常に困難であろうというふうには断言できるんじゃないかというふうに思います。

そうなりますと、一般会計からの繰り入れでございますが、26年度の決算が出ていない中でどうするのかという話につきましては、決算を見た段階で、また一般会計の状況を決算の状況を見た段階ですと、2億6,500万の中の幾ら繰り入れをするのかというようなことでございます。

あと3年間ございますので、できるならば均等に繰り入れをしていくということがよろしいかと思っておりますが、おっしゃるように単年度ごとに、この会計というのは非常に見通しがきかないというようなこともありますので、この計画書の中にもありますとおり、その累積赤字の縮減という、あるいは解消ということにつきまして、いろんなまた国の制度等も出てくる可能性もありますので、そこら辺も見きわめていかなきゃならないというふうに思っております。

その額につきまして幾らするのかということでございますが、これまで2億数千万の一般会計からの財政安定化繰入金等々を含めまして繰り入れをしてきております。そこら辺に合った安定的な一般会計からの繰り入れということを前提にですね、そこら辺の数字につきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 先ほどのですね、城森議員の質疑に対する答弁が一部残ってましたので、税務課長にお願いいたします。

○松田博税務課長 所得300万以上の割合ということでございますが、平成26年度の本賦課の状況で申しますと6.3%となっております。

あと、この300万以上の方の国保税の滞納ということで申しますと、こちらは平成25年度の決算の数値でございますが、3.7%ということになっております。

○新屋敷幸隆議長 よろしいでしょうか。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第13号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第14号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第15号について、無記名投票で行います。

日程第15号固定資産評価委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第4号枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、別紙のとおり枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同条第6項の規定に基づきこれを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを、本日の日程に追加し、追加日程第1号として、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会を設置し、その構成は、各常任委員会から3名ずつ選出された6名とする。

また、設置期間は、調査終了までとし、その調査に要する経費は、総額でおおむね7万円以内とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま設置することが決まりました枕崎市議会報調査特別委員会の委員の選任を行います。

枕崎市議会報調査特別委員会の委員に、永野慶一郎議員、吉嶺周作議員、吉松幸夫議員、中原重信議員、下竹芳郎議員、豊留榮子議員を指名いたします。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、任期中における閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件を本日の日程に追加し、追加日程第2号として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第2号継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の継続審査の申し出については、配付しております申し出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第3回臨時会を閉会いたします。

正午 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会臨時議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳